

会議録

会 議 の 名 称	第2回清須市総合教育会議
開 催 日 時	平成28年11月10日(木)午後2時~2時40分
開 催 場 所	市役所本庁舎3階第2会議室
議 題	1 開会 2 議題 (1) 清須市教育大綱(素案)について (2) その他 3 閉会
会 議 資 料	会議次第、清須市総合教育会議出席者名簿 第2回清須市総合教育会議配席図 清須市総合教育会議設置要綱 資料1 清須市教育大綱(素案)
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0人
出 席 委 員	加藤市長、齊藤教育長、教育委員会委員(堤委員、福田委員、後藤委員、高山委員)
欠 席 委 員	なし
事 務 局	〔市長部局〕葛谷企画部長、河口企画政策課長、企画政策課 横幕主査 〔教育委員会部局〕寺井教育部長、石川参事、丹羽学校教育 課長、栗本生涯学習課長、前田スポーツ課長、岩田学校給食 センター管理事務所長、学校教育課小出主幹、酒井副主幹
<p>会議の経過</p> <p>1 開会 (事務局：教育部長)</p> <p>それでは、定刻になりましたので、只今から、第2回清須市総合教育会議を開催いたします。開会に当たりまして、加藤市長からご挨拶を申し上げます。</p> <p>(市長)</p> <p>改めまして、皆さんこんにちは。本日は、第2回の総合教育会議に、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。平素は、皆様方には、教育の充実化をはじめ、各方面に渡りまして、多大なるご尽力をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>また、教育委員会委員の皆様におかれましては、教育行政はもとより市政にも、お力添えをいただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、総合教育会議でございますが、ちょうど1年前に第1回目の総合教育会議をさせていただきます。第1回の会議では、主な議題といたしましては、本市の総合教育会議設置要綱案等、教育大綱策定方針をお示しさせていただきました。委員の皆様からは、貴重なご意見をいただきましたおかげで、要綱の策定、教育大綱の策定方針を決めていただくことが出来ました。本日の会議は、市の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策、目標やその施策の根本となる方針を深める清須市教育大綱の素案について、ご審議を</p>	

いただく予定であります。忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。より一層内容の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局：教育部長)

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思っております。座って失礼いたします。本日の議題は、清須市教育大綱素案についてです。ここからは、清須市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、議長は加藤市長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1) 清須市教育大綱（素案）について

(市長)

それでは、総合教育会議の議長は、市長が務めるということになっておりますので、私が議長を務めさせていただきます。では早速、協議に入りたいと思っております。本日は、ご挨拶申し上げたように、清須市教育大綱素案について協議をいたします。事務局より、説明をお願いいたします。

(事務局：学校教育課長)

失礼します。学校教育課長の丹羽です。よろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。お手元にごございます清須市教育大綱の素案をご覧ください。1枚はねてください。1ページ目です。教育大綱の素案を策定するにあたり、去る5月18日、生徒指導推進協議会がございました。そちらの場で、それぞれ小中学校のPTAの会長さんにも、ご意見を賜りたいとお願いしたところ、意見が出されまして、この素案の中にそれぞれ皆様の意見を反映させていただいたものでございます。

それでは、まず1の「教育大綱策定の趣旨」について説明させていただきます。ご承知のとおり、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正は、地方教育行政における責任をはっきりさせること、迅速な危機管理体制を構築して、市長部局との連携強化を図ることを目的としています。このことにより、本市も、昨年11月に「総合教育会議」の設置、本年9月29日には、教育長の任期満了により、旧制度から新制度における「新教育長」が就任され、新たな体制のもと9月30日からスタート致しました。そこで、教育の根幹的な方針として教育大綱を策定するわけですが、この大綱は市長が定めることとなっております。

趣旨としましては、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要であり、策定を義務付けることにより、地域住民の意向により一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的としています。策定の際には、市長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすことが重要であると考えています。また、教育基本法第17条(教育振興基本計画)に規定する基本的な方針を参考に定めることになっております。本市では、「清須市第2次総合計画」を策定中ではありますが、その計画の基本理念の1つとして「市民の誇りと愛着をはぐくみながら、市の魅力を一層高める」ことを指針としております。

今回、策定する清須市「教育大綱」は、総合教育会議の協議を経て、基本的な理念を定めるものであり、本市第2次総合計画の基本理念を「教育大綱」の方針として、位置付けております。

2の根拠法令は、総合教育会議にて教育大綱を定めることになっております。一番下の「参考」欄をご覧ください。こちらが、法律に基づいてということで、条文を読ませていただきます。第1条の3 教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情である地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。というのが、根拠法でございます。

3の対象期間です。期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とさせていただきます。

きました。これは、地方公共団体の長の任期が4年、国の教育振興基本計画が5年であることに鑑み、本市は4年としました。

4の教育大綱の考え方です。市民の「安心・快適」な暮らしが営まれること、さらには地域全体に活気が満ち溢れ、市民も訪れる人も「元気」な都市の実現を目指す「水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市」の実現のため、教育の方向性を定め、「清須市第2次総合計画」及び「清須市教育委員会基本方針」の内容を参考に、学校教育、生涯学習、生涯スポーツの基本的な方針を定めることにいたしました。それでは、1ページめくっていただきまして、左側2ページをご覧ください。こちらからは、主要施策の方向でございますが、まず私のほうから、学校教育課所管分について説明させていただきます。

主要施策の方向

1 生きる力を育む義務教育の充実①②③⑤

① きめ細やかな学習指導の充実

個を伸ばすきめ細やかな教育として、現在、少人数学習指導講師を配置しております。状況においては、小学校は、1校に1名（清洲小には、3名） 中学校は、1校に3名（春日中には、2名）というように配置しています。加えて、特別支援教育支援員は、12校全校1名ずつ配置しております。

特別支援教育巡回指導員は、2名配置しておりますが、この方々につきましては、子どもたちに適切な就学または支援を行うこと、そして保護者と相談やカウンセリングを実施することにより、発達障害のある子どもの適切な就学の支援をしていくという内容でございます。また、下段にございますが、外国語教育と国際理解を推進するため、現在5名の外国人英語講師を配置し、基本的には中学校を拠点校といたしまして、それぞれの教師が、小学校の掛けもちをして英語教育の指導を実施するという内容になっています。今後も引き続き、続けていくという内容でございます。

② 家庭・地域・学校の連携強化

いじめ、不登校、虐待等といった悩みを持つ子ども及びその保護者を対象に、教育相談を実施していきます。スクールカウンセラーにおいては、全校1名ずつ配置し、かつ教育委員会に青少年・家庭教育相談員を2名配置させ、家庭・地域の連携事業として、学校図書ボランティア、見守り隊、学校支援地域本部等、地域の方々と連携強化をさらに図っていきます。

③ いじめ問題への対策

平成27年3月に策定いたしました「清須市いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携して「いじめをしない、させない、見逃さない」取り組みを積極的に展開してまいります。また、防止対策を推進するため、生徒指導推進協議会、生徒指導強化連絡会及びいじめ問題対策連絡協議会を基本的には年2回開催し、それぞれの学校の状況、課題、対応及び地域市民の意見を取り入れ、対策に取り組んでまいります。

次に3ページをご覧ください。④をとばして、⑤でございます。

⑤ 学校施設の整備の推進

常に子ども達が安心して学習等ができるよう、安全性を第一として、施設の修繕を実施していきます。また、来年度から学校施設長寿命化計画に基づき、優先順位を決めた中、校舎等の大規模な改修工事を進めてまいります。

2 信頼と安心のある幼児教育の推進

① 幼児教育の充実

一人ひとりの子どもの発達を促す遊具や教具を、その空間に用意し、更に自分の意志で遊具・教具を選び、自ら手に取ることができる環境を整え、更には、出会う友だちや友だちの保護者、先生や外部の方との人との関わりをもつ人的環境を大切に、「生きる力」の育成に努めてまいります。

② 子育て支援の充実

保護者に安心され、信頼される幼稚園にするために、園児募集、行事、活動状況等を瞬

時にホームページなどで情報提供をしていきます。また、保護者の就労を支援するために、要請に応じて預かり保育を実施していきます。そして、保護者はもちろんのこと、お年寄りや地元の企業の方と強い連携を結び、地域密着した幼児教育の向上に努めていきます。4ページをお願いします。

就園する前の幼児の保護者を対象に、幼稚園の教育活動及び教育方針などを事前に理解していただいたり、幼児が幼稚園環境に慣れ親しんでもらえることを目的とするプレサークルいわゆる「きりんサークル」を実施し、教育支援を実施しています。今後も続けていくという内容でございます。

③ 幼稚園施設の整備

幼児の安全を重点におき、耐震改修及び非構造物耐震改修工事の実施、そして、快適な環境空間を確保するため、教室・遊戯室等の空調設置工事を今年度実施し、完成する運びであります。

今後は、日照・採光・通風等の配慮した良好な環境を確保するとともに、幼児期の特性に応じて、また障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成してまいります。学校教育課所管については、以上でございます。

(事務局：生涯学習課長)

3 生涯にわたり生き生きと暮らすための学習体制の充実①③

生涯学習課の栗本でございます。生涯学習課所管の4ページの3番「生涯にわたり生き生きと暮らすための学習体制の充実」について説明させていただきます。

① 生涯学習環境の充実

市民がいつでもどこでも学べるように、生涯学習機会の充実を図り、学習で得た知識を社会に生かすための仕組みづくりを進め、町づくり活動へと発展していくよう支援していくということで、生涯学習事業では日常生活で必要となる教養や学ぶきっかけづくりを習得するための情報、機会を講座や教室、講演会などを通じて幅広く提供し、生きがいのある生活が送れるよう、青少年教育、家庭教育等の充実、男女共同参画の充実や地域の教育力の活性化などを進めています。また、学んだことを地域社会に生かし、参加できる学習となるよう、関係各課・機関と連携し、実施されている地域活動を紹介しながら、支援してまいります。②をとばして、③でございます。

③ 文化芸術活動の支援と伝統文化の継承

市民の自発的な文化芸術活動を支援するとともに、新たな文化芸術活動が生まれ、発展していくための環境を整備し、生活文化を継承しつつ、文化財の保存と活用を図るということで、文化振興事業では、市民文化展や芸能発表会などを通じて、市民が地域の文化や芸能に親しみ、文化芸術活動を楽しみ、豊かな心を培う等、市民生活の活性化に取り組んでいます。また、市内に存在する文化遺産等、例えば豪華絢爛なからくり山車、朝日遺跡、城下町遺跡から出土する土器等、多くの埋蔵文化財を市民に周知し、市民が遺産、遺物を大切にし、市の発展につなげるよう努めてまいります。以上でございます。

(事務局：スポーツ課長)

3 生涯にわたり生き生きと暮らすための学習体制の充実②

スポーツ課長の前田でございます。同じく4ページの②「スポーツの振興」について、説明させていただきます。

② スポーツの振興

健康で充実した毎日の生活を営むために不可欠とされるスポーツや運動を継続するために、多くの市民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや地域で交流活動を図れるように関係団体などの人材を生かし、スポーツイベントを実施してまいります。また、誰もが生涯を通じて、快適にスポーツに取り組める環境づくりを進めてまいります。スポーツ課所管は、以上でございます。

(事務局：学校給食センター管理事務所長)

1 生きる力を育む義務教育の充実④

学校給食センター管理事務所長の岩田です。3ページをご覧ください。上段④「学校給食の充実」について、説明させていただきます。

④ 学校給食の充実

児童生徒が安全・安心でおいしい給食が食べられるよう適切な衛生管理のもと、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルとの整合を図るよう学校栄養士が中心となり、学校給食の衛生管理を一層充実させるため全調理員が学校給食衛生管理の基準を遵守するよう努めています。また、地産地消を推進し、地元産の農作物を積極的に取り入れ、この地産地消につきましては毎月19日を食育の日とし、清須市で採れた野菜を使った献立を立てています。今月は、18日の金曜日が食育の日の献立となっており、水菜とレンコンのサラダに、清須産の水菜を使うこととしています。このように、効率的な学校給食の提供体制を確立するよう続けてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市長)

只今、事務局より、教育大綱の素案について説明をさせていただきました。ご意見や、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(堤委員)

一番最初に、安全・安心な町づくりを謳ってあるので良いと思うのですが、災害から子どもたちが自分の命を自分で守るといふ避難訓練を実施しているので、その点を徹底教育していくと良いと思います。また、3ページの「子育て支援の充実」のところ。「地域の実態や保護者の要請に応じて預かり保育を実施していきます。」と、ありますが、「要請に応じて」となると、要請がないと行わないのか？と捉えられるので、もし変更出来るなら、この文言を変更していただくと良いかと思えます。

(事務局：学校教育課長)

はい、学校教育課長の丹羽です。まず、1点目の防災意識の向上ということでございますが、防災意識というのは小学生もさることながら、幼児期から意識を向上させるということが大切と感じております。そこで、現在は第1幼稚園においては、定期的に、水害・地震・火災・不審者に対する対応訓練を毎年実施しております。加えて、東海豪雨における浸水針を園内に表示し、風化しないように、次世代の子どもたちにも伝えているのが現状です。そんな中で、このような防災に対する取り組みの方針を追記させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。続きまして、2点目の「地域の実態や保護者の要請に応じて預かり保育を実施していきます。」のところですが、実態としましては、就労するという義務は保護者には無いのでございますが、勤めてみえる保護者、またそれぞれの家庭の事情における介護や看病をしている方などがみえます。そういった中で「要請」というのは適切ではないと感じましたので、こちらを「要望」という形に変えさせていただきますと考えております。

(市長)

他に、何かございますか。

(福田委員)

2ページの③いじめ問題の対策のところについてです。「生徒指導推進協議会、生徒指導強化連絡会、及びいじめ問題対策連絡協議会を設置していじめ問題の対策に取り組んでいきます。」と書いてありますが、生徒指導推進協議会、生徒指導強化連絡会は、どのように違うのか？ということと、いじめ問題のほうに、どのように位置づけられているの

か？ということを少し分かりやすく教えていただけるとありがたいと思います。特に、最近マスコミでは、いじめから自殺するという報道がとて多くなっています。そういう時に、色々連携がうまくいってなかった、市と教育委員会の意志疎通が無かった、学校も知らなかった等、いじめのことが話題になってきていますので、このあたりの組織を作っておくことによって、どういう組織がどういうふうリンクして、どのように子どもたちを守っているのか？ということを少し教えていただきたいと思います。

(事務局：学校教育課長)

学校教育課長の丹羽です。3つの協議会について、具体的に説明させていただきます。まず、「生徒指導推進協議会」についてです。こちらの構成員については、小中学校の代表の校長先生、PTAの会長さん12名、民生児童委員、防犯協会会長、警察官の方々と、構成されております。こちらの会の内容につきましては、PTAの会長を中心に、現状と課題及び要望等を受けるなど連携を兼ねて学校教育の在り方について、相互の理解を深めるということを目的とする協議会でございます。

続いて、「生徒指導強化連絡会」についてです。こちらについては、代表の校長、小中学校の生徒指導の教師それぞれ12名、地元新川高校・五条高校の生徒指導の高校教諭という方々と構成されています。特に、いじめ、不登校の現状と課題について、それぞれの学校にて事案や解決策などについて意見を交わしまして、生徒指導推進協議会にて意見・要望が出たことについて、それぞれの生徒指導の先生にお伝えし、学校に持ち帰り、学校において協議するという内容となっております。

最後に、「いじめ問題対策連絡協議会」についてですが、小中学校の代表校長、スクールカウンセラーが2名、児童相談所の方、人権擁護委員の方、警察官の方、という方々と構成されております。前段で申し上げた2つの協議会においての会議で出された意見、協議内容について、それぞれ専門分野の方々から対応策・解決策等の見解を受け、それらのことを学校に持ち帰っていただいて、反映されるという仕組みとなっております。

(福田委員)

ありがとうございました。有機的に結びつくようにということで、教育委員会のほうで、ご指導などよろしく願いいたします。

(市長)

新聞で見たのですが、いじめの件数が多いというのは、先生がいじめに気が付く件数が多いという見方もあるそうです。協議会などを通じて、いじめの対策を早め早めにしていただきたい思います。

(後藤委員)

④の「学校給食の充実」という内容に関係してくるのですが、食育ということで毎月19日を食育の日として、地元の農産物を取り入れた給食を考えて提供していただいているということがよく分かりました。食育というのは大切なことだと思いますので、一般の方たちにも分かりやすいように、食育への取り組みや指導についての記述をしてもいいのではないかと思います。それについての内容は、どのようになっているのか教えてください。

(事務局：学校給食センター所長)

学校給食の食育としましては、毎月19日を食育の日としまして、清須市で採れた野菜を使用しています。愛知県から派遣されている学校給食センターの学校栄養士は、市立小中学校の栄養教諭でもありますので、学校の教科学習と連動した食育教育を学校現場で実施しています。しかし、清須市の学校給食センターでは、一日約6,000食の給食を作っていますので、現状は学校給食センターでの勤務時間が長くなっています。そのような中

ではありますが、学校栄養士である栄養教諭は、可能な限り学校現場に足を運んでいますので、これからも食育については継続した指導や取り組みたいと考えています。

(後藤委員)

はい、ありがとうございました。

(福田委員)

学校給食の話が出ましたので、ひとつよろしいでしょうか。教育委員会の会議でも、確認をさせていただいたのですが、今回、食物アレルギーという言葉は出ていないのですが、食物アレルギーについては、安全・安心、適切な衛生管理という中に組み入れさせていただいてもよろしいのですか。

(学校給食センター所長)

それより拡大して入れていただくということですが、実は文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針では、最優先は安全性であるということになっておりまして、その安全性を確保するためには、従来の多段階の除去食や代替食の提供は行わずに、原因の食物を提供するか、もしくは提供しないかの二者択一を原則的な対応とすることが望ましいとなっております。つまり、アレルギーの原因となる食物を完全除去するか、他の児童生徒と同じように、卵と乳を提供する、のどちらかで対応しなさいと言われております。完全除去をしますと、他の児童生徒のことを考えますと、非常に難しいと考えざるを得ませんので、文部科学省では、そのような食べられなくなる児童生徒への対応を考慮すべきであるという指針を出しておりまして、清須市としましては、当面は今やっていますように、卵と乳の除去食、代替食の対応を続けたいと考えています。しかし、このような理由で今、文部科学省では、優先すべきところは安全性ですと言っておりますので、ここで言葉を出してしまいますと、追及する言葉になってしまうと思うので、そのあたりも含めて先程の表現で含めるということでご理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(福田委員)

分かりました。では、それを含めてということで、よろしいですね。ありがとうございました。

(福田委員)

次に、3ページ一番下の「子育て支援の充実」のところで、「家庭教育力の向上のために、積極的に啓発します。」という文言があるのですが、これだと文言が少し足りないのではないかと思います。「家庭教育力の向上のために、積極的に何かを開催します」等、何か目的語のようなものがあるのではないかと思います。例えば、「講演会等を開催します。」というような表現になってくるのではないかと思います。また、この文言を生かすなら「家庭教育力の必要性を積極的に啓発します。」という表現になるのではないかと感じました。何か一行お考えいただくとありがたいと思います。

(事務局：学校教育課長)

今、委員のご指摘の通り、少し言葉足らずのところがあると感じました。こちらの内容についての具体的な話については、家庭教育力の向上ということで、今現在、子どもの接し方や幼児期に大切にしたいこと等そういったことをテーマとして講演会や講習会を実施しております。従いまして、今ご指摘がございましたように、講演会・講習会等を通じて、というような形で、この表現を変えさせていただいて、お示しさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(福田委員)

はい、ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

(市長)

他には、よろしいでしょうか。

それでは他にご意見ご質問も無いようですので、(1)清須市教育大綱(素案)については、よろしいでしょうか。

(事務局：学校教育課長)

はい、では(その他)のところをお願いいたします。

(市長)

では、その他、何かございますか。

(齊藤教育長)

はい、2点お願いいたします。先週、鈴鹿市において、給食で色々な問題があったことは、お聞きになっていると思います。本市においては、教育委員会と市長との連携を密にして教育行政を進めていきたいと思っていますので、鈴鹿市のようなことが起こらないようにしていきたいと思っています。また、財政面においても、教育優先の方針を今後もよろしくお願ひいたします。

もう1点は、日本各地で地震が発生しておりますので、子どもたちの安全性を踏まえて校舎の長寿命化を進めていただいておりますので、今後も引き続き教育環境の改善をよろしくお願ひいたします。

(市長)

それでは、本日協議していただきましたことを踏まえまして、次回の会議までに、大綱案の作成を進めてまいりたいと思います。あとは、よろしいでしょうか？

(事務局：学校教育課長)

事務局からは、ございません。

(市長)

はい、では、無いようですので、以上で本日の第2回清須市総合教育会議を終わります。それでは、事務局のほうにお返しします。

(事務局：教育部長)

それでは、以上をもちまして第2回清須市総合教育会議を終了します。教育委員会定例会に続き、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

会 議 の 結 果	会議の経過のとおり
問 合 せ 先	教育部学校教育課 052-400-2911